

# 福岡県公報

平成三十一年一月十八日  
第四千六十号  
増刊  
①

## 目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

正 誤

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則等の一部を改

正する規則(平成三十年十二月二十八日福岡県公報第四千五十五号

増刊②) 中正誤

## 正 誤

発行年月日	30・12・28
番号	4055 増刊②
種類	人事委員会規則
同番号	13
ページ	19
欄	上
	下
行	3 後ろから
備考	
正	第十二条の二十を次のように改める。 (交替制勤務に従事する職員等に係る通勤手当の額)
	第十二条の二十を次のように改める。 (交替制勤務に従事する職員等に係る通勤手当の額)
誤	

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第三号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

一 病院 糟屋郡の表中

財団法人西日本産業衛生会若杉病院

〃 大字田中字牟田二七五

を

北九州若杉病院

〃 〃 大字田中二七五

に改める。